

令和 8 年度山形県立左沢高等学校支援事業補助金
(資格取得支援事業) 交付要綱

(目的)

第 1 条 町は、山形県立左沢高等学校(以下「左沢高等学校」という。)の生徒の確保を目的として、就職や進学に資する資格又は免許(以下「資格等」という。)を取得するために要する費用の一部について、生徒の保護者並びに親権を有する者(以下「保護者等」という。)に対し、予算の範囲内において山形県立左沢高等学校支援事業補助金(資格取得支援事業)(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、大江町補助金等の適正化に関する規則(昭和 56 年 3 月 23 日規則第 3 号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助の対象者は、左沢高等学校に在学し、資格等を取得する生徒の保護者等とする。

(補助の対象となる資格等)

第 3 条 補助の対象となる資格等は、別表に掲げる資格とする。ただし、普通自動車免許、普通自動二輪車免許、大型自動二輪車免許及び原動機付自転車免許を除くものとする。

(補助の対象経費)

第 4 条 補助の対象経費は、資格等を取得するために要した、次の各号に掲げる令和 8 年度分の経費とする。

- (1) 資格等の受験料
- (2) 資格等の登録料
- (3) その他、町長が適当と認めた費用

2 前項に規定する経費に、支給を受けた給付金等が充てられている場合は、前項に規定する経費から給付金等の金額を控除した経費を補助の対象経費とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、前条第 2 号に定める金額の合計の 2 分の 1 以内の額とし、1 0 0 円未満の金額については切り捨てるものとする。

2 補助金の額の上限は 1 人あたり 1 年度につき 2 0, 0 0 0 円とし、ひとつの資格等につき 1 回限りとする。

(交付申請及び交付請求)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、山形県立左沢高等学校支援事業補助金(資格取得支援事業)交付申請書兼交付請求書(様式第 1 号)により必要書類を添付のうえ提出するものとする。

2 補助金の申請は、原則として 1 年分をまとめて年度末に申請するものとする。ただし、月ごとの申請、もしくは試験ごとの申請も可能とする。

(交付決定及び額の確定、支払通知)

第 7 条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の決定及び額の確定を行うものとする。

- 2 前項による補助金の交付の決定及び額の確定を行ったときは、速やかにその内容を交付決定及び額の確定通知書兼支払通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、支払の通知をするものとする。

(変更交付申請)

第8条 前条による補助金の交付決定の内容に変更が生じた場合は、申請者は、速やかに変更交付申請書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

- 2 前項による申請があったときは、町長は速やかにその内容を審査し、変更交付決定及び補助金の返還通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 前条第2項の規定により補助金の返還通知を受けた申請者は、町長の指示に従い補助金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日より施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表

【情報関係】

- ・ 情報処理技能検定（日本情報処理検定協会）
- ・ 情報処理検定（全国商業高等学校協会）
- ・ 珠算・電卓実務検定（全国商業高等学校協会）
- ・ 簿記実務検定（全国商業高等学校協会）
- ・ ビジネス文書実務検定（全国商業高等学校協会）

【事務関係】

中学卒業程度のものを対象とする

- ・ 実用英語技能検定〔3級以上〕
- ・ 日本漢字能力検定〔3級以上〕

中学校3年程度のものを対象とする

- ・ 数学検定〔3級以上〕

【営業・販売・サービス関係】

- ・ フラワー装飾技能検定

【技術関係】

- ・ 日本農業技術検定
- ・ 小型車両系建設機械運転
- ・ 園芸装飾技能検定

※上記以外の資格等を取得する場合は、事前に大江町教育委員会までご連絡ください。